

## ファンドの主な特色

- 信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- キャピタル世界株式マザーファンドへの投資を通じて、内外の投資信託証券に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- 投資対象ファンド  
ルクセンブルク籍円建外国投資信託証券「キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)(クラスC)」  
追加型証券投資信託「日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」

※実質的な投資割合は、ニューパースペクティブ・ファンドを高位に維持することを基本とします。

## ＜運用方針＞

- 世界各国の株式を主要投資対象とします。
- 主として世界各国の証券取引所等で取引されている株式に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- キャピタル・グループのグローバルな運用力を活用し、徹底した企業調査に基づき投資を行います。
- 複数のポートフォリオ・マネジャーが運用に携わることによって、投資対象やアイデアの分散を図り、安定的かつ継続的な運用成果の獲得を目指します。

## ＜主な投資制限＞

- マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式への直接投資は、行いません。
- 外貨建て資産への直接投資は、行いません。
- 投資信託証券への実質投資割合(マザーファンド受益証券への投資を介した投資の割合をいいます)には、制限を設けません。
- デリバティブの直接利用は、行いません。

## ファンドの概要

- 信託設定日 …………… 2016年4月21日
- 買付価額 …………… 取得申込日の翌営業日の基準価額
- 買付単位 …………… 1円以上1円単位
- 信託期間 …………… 原則無期限
- 販売手数料 …………… ありません。
- 信託報酬 …………… 純資産総額に対して年率1.5336%(税抜年率1.42%)  
(実質的な負担 年率1.5406%程度(税込))  
この他、ファンドの監査費用、ファンドの借入金利息、ファンドの組入れ有価証券の売買の際に発生する  
売買委託手数料、信託事務の諸費用等が信託財産から差引かれます。
- 信託財産留保額 …………… ありません。
- 決算および収益分配 …… 年1回の決算時(原則8月20日。同日が休業日の場合は翌営業日)に収益分配方針に基づき  
分配します。なお収益分配金は直接支払われず自動的に再投資されます。
- 解約価額 …………… 解約申込日の翌営業日の基準価額
- 買付・解約不可日 …… ルクセンブルクの銀行の休業日を含むマザーファンドが投資する投資対象ファンドの非営業日に  
当たる日には、買付や解約の申込は受付できません。
- 受託会社 …………… 三菱UFJ信託銀行
- 販売会社 …………… 野村証券

## 主なリスクおよび留意点

- 当ファンドは、マザーファンドの投資等を通して、株式等の値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本や利回りが保証されている商品ではありません。また預金や保険契約等と異なり、預金保険制度や保険契約者保護機構等の保護の対象ではなく、信託財産に生じた利益および損失は、すべて当ファンドの受益者に帰属します。
- 価格変動リスク  
当ファンドが実質的に投資を行う株式等の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映して変動します。実質組入れ株式等の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。
- 為替変動リスク  
当ファンドが実質的に投資を行う外貨建て資産の円換算価値は、当該資産における価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替相場の変動の影響を受け、損失を被る場合があります。為替相場の変動が円高に推移した場合は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。
- 金利変動リスク  
当ファンドが実質的に投資を行う株式等の有価証券等の価格は市場金利の変動により変動することがあり、これに伴い基準価額が下落することがあります。
- 信用リスク  
株式や債券等の有価証券やコマーシャルペーパー等短期金融商品の発行体が経営不安、倒産、債務不履行となるおそれがある場合、もしくは実際に債務不履行となった場合等には、当ファンドは実質的に保有する有価証券等の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。
- 流動性リスク  
有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行うことができない場合または取引が不可能な状況となる場合には、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となり、基準価額の下落要因となります。
- カントリーリスク  
投資対象としている国や地域において、政治・経済、社会情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合等には、予想外に基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。特に新興国や地域では、政情に起因する諸問題が有価証券や通貨に及ぼす影響が先進国と比較して大きくなる場合があります。

\* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### <その他の留意点>

- 当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 投資者の当ファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

## 持ち分の計算方法

加入者毎の当ファンドにおける個人の持ち分（個人別管理資産額）は1口あたりに換算した基準価額に保有口を乗じた額になります。（コールセンターやインターネットサービスで確認できます）